



平成 23 年 7 月 7 日

各 位

会社名 米 久 株 式 会 社  
代表者名 代表取締役社長 藤井 明  
(コード番号 2290 東証一部)  
問合せ先 執行役員 IR 室長 青柳 敏文  
(TEL. 055-929-2797)

## 単元株式数の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 7 月 7 日開催の取締役会において、以下のとおり、単元株式数の変更及び定款の一部変更について決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 1. 単元株式数の変更について

#### (1) 最近の投資単位の状況及び変更の理由

##### ①最近の投資単位の状況

- ・直前事業年度の末日における最終価格をもとに  
算出した 1 売買単位当たりの価格 357,500 円
- ・直前事業年度における日々の最終価格をもとに  
算出した 1 売買単位当たりの価格の平均 373,126 円
- ※直前事業年度の末日における単元株式数 500 株

##### ②変更の理由

投資を行いやすい環境を整え、投資家層の投資機会を拡大し、当社株式の流動性を高めるために定款を変更し当社株式の投資単位を引き下げるものです。

#### (2) 変更の内容

単元株式数を 500 株から 100 株に変更いたします。

#### (3) 変更予定日

平成 23 年 9 月 1 日

(ご参考) 平成 23 年 9 月 1 日をもって東京証券取引所における売買単位も 500 株から 100 株に変更されます。

2. 定款の一部変更について

(1) 変更の理由

上記単元株式数変更によるものです。

(2) 変更の内容

(下線部が変更箇所)

現行定款	変更箇所
第7条（単元株式数） 当社の単元株式数は、 <u>500株</u> とする。	第7条（単元株式数） 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。 <u>附則</u> <u>（単元株式数に関する経過措置）</u> <u>第7条の変更は、平成23年9月1日をもってその効力を生じるものとし、効力発生までは従前どおり次のとおりとする。</u> <u>第7条（単元株式数）</u> <u>当社の単元株式数は、500株とする。</u> <u>なお、本附則は、第7条の変更の効力発生後これを削除する。</u>

以上